

(3)消費者契約法のルール

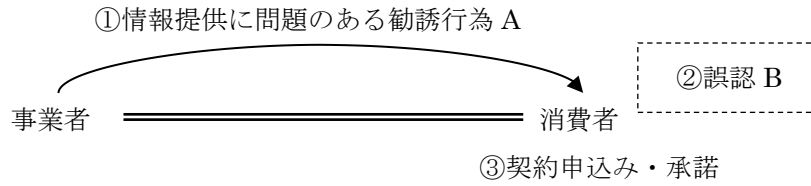
㊤契約締結過程（プロセス）に問題がある場合→消費者の取消権（10-2・10-3）

㊦契約内容に問題がある場合→契約条項の無効（11-1・11-2）

* 民法の規定の適用は排除されず（消費契約 6 参照）

10-2. 消費者の取消権

(1) 情報提供に問題があった場合の取消し（消費契約 4 I II）



類型	A：情報提供に問題のある勧誘行為	B：消費者の誤認内容
不実告知 (消費契約 4 I ①)	重要事項について事実と異なることを告げること ——重要事項は下記[1][2][3]	当該告げられた内容が事実であるとの誤認
断定的判断 (消費契約 4 I ②)	物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること	当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
不利益事実の不告知 (消費契約 4 II)	ある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る）を故意又は重大な過失によって告げなかったこと ——重要事項は下記[1][2]	当該事実が存在しないとの誤認

* 重要事項の意義（消費契約 4 V）

- [1] 当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- [2] 当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件であって、消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの
- [3] 前記[1][2]のほか、当該消費者契約の目的となるものが当該消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益についての損害又は危険を回避するために通常必要であると判断される事情

事例 10-a 不実告知 1

ハルさんは、街頭で英会話学校の勧誘を受け、英会話を習う契約を締結した。勧誘の際には講師が全員アメリカ人であると聞いていたのに、実際にあたった講師はカナダ人だった。

提供されるサービスの内容（講師の国籍）について事実と異なることを告げられた

→重要事項[1]についての不実告知？

＊特定商取引法によるクーリング・オフ (12-2)

事例 10-b 不実告知 2

ハルさんは、自宅を訪ねてきた業者から「床下が湿っており、このままでは家が倒壊する危険がある」と告げられ、床下に換気扇を設置するよう勧誘されたため、同工事の施工契約を締結した。しかし、実際には床下は湿っていなかった。

「床下が湿っており倒壊の危険」

＝換気扇の設置（契約の対象）が消費者の重要な利益についての損害・危険を回避するために通常必要であると判断される事情（重要事項[3]）

事例 10-c 断定的判断の提供 1

ハルさんは、証券会社の担当者から、「A 会社の株式は来年確実に値上がりする」と告げられたので A 会社株式を買い付けたが、A 会社の株式は大幅に値下がりしたため、多額の損失が発生した。

事例 10-d 断定的判断の提供 2

ハルさんは、エステサロンで「このままだと 2、3 年後には必ず肌がボロボロになる」と言われ、3 ヶ月 60 万円の美肌コースを契約した。

肌についての断定的判断→「契約の目的となるもの」についての断定的判断？

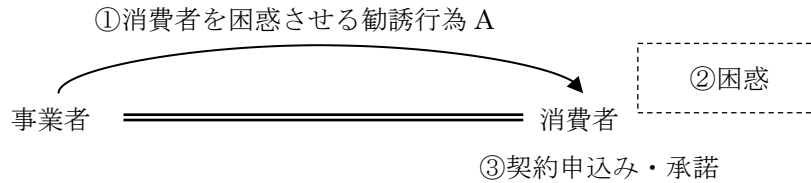
＊特定商取引法によるクーリング・オフ、中途解約 (13-1)

事例 10-e 不利益事実不告知

ハルさんは、「眺望・日当たり良好」という不動産業者の説明を信じて、マンションを購入した。ところがその半年後、隣接地にビルが建設され、眺望・日照がほとんど妨げられるようになった。勧誘の際、不動産業者は隣接地に建設計画があると知っていたにもかかわらず、そのことを説明しなかった。

「眺望・日当たり良好」と告げつつ、ビル建設計画を故意に告げず

(2)消費者を困惑させた場合の取消し（消費契約 4Ⅲ）



* 困惑＝畏怖を感じなくてもよい ⇔ 強迫（民 96）

類型	A：消費者を困惑させる勧誘行為
不退去 （消費契約 4Ⅲ①）	当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと
監禁 （消費契約 4Ⅲ②）	当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと
退去困難な場所へ同行し勧誘 （消費契約 4Ⅲ③）	当該消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘をすることを告げずに、当該消費者が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該消費者をその場所に同行し、その場所において当該消費者契約の締結について勧誘をすること
相談の連絡を妨害 （消費契約 4Ⅲ④）	当該消費者が当該消費者契約の締結について勧誘を受けている場所において、当該消費者が当該消費者契約を締結するか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該消費者が当該方法によって連絡することを妨げること
不安をあおる告知 （消費契約 4Ⅲ⑤）	当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、次に掲げる事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること イ 進学、就職、結婚、生計その他の社会生活上の重要な事項 ロ 容姿、体型その他の身体の特徴又は状況に関する重要な事項
恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用 （消費契約 4Ⅲ⑥）	当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること

加齢等による判断力の低下の不当な利用 (消費契約 4Ⅲ⑦)	当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること
靈感等による知見を用いた告知 (消費契約 4Ⅲ⑧)	当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること
契約締結前に債務の内容を実施 (消費契約 4Ⅲ⑨)	当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該消費者契約を締結したならば負うこととなる義務の内容の全部若しくは一部を実施し、又は当該消費者契約の目的物の現状を変更し、その実施又は変更前の原状の回復を著しく困難にすること
契約締結前に事業活動を実施 (消費契約 4Ⅲ⑩)	当該消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をする前に、当該事業者が調査、情報の提供、物品の調達その他の当該消費者契約の締結を目指した事業活動を実施した場合において、当該事業活動が当該消費者からの特別の求めに応じたものであったことその他の取引上の社会通念に照らして正当な理由がある場合でないのに、当該事業活動が当該消費者のために特に実施したものである旨及び当該事業活動の実施により生じた損失の補償を請求する旨を告げること

事例 10-f 不退去

ハルさんは、自宅を訪ねてきた販売員から、夜の 12 時まで学習教材の購入を勧められた。ハルさんが「子供が寝ているので帰ってください」と言っても販売員は帰ろうしないため、戸惑ったハルさんは仕方なく教材を購入する契約を締結した。

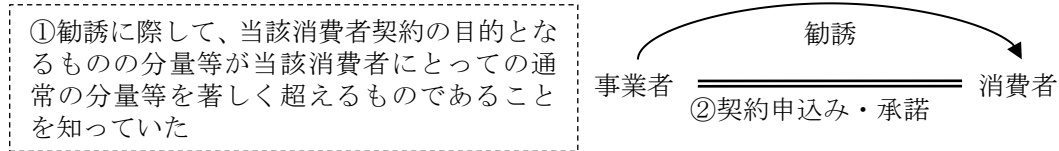
事例 10-g 不安をあおる告知

ハルさんは大学生であり、自分がきちんと企業に就職できるのか不安を抱いている。Y 社の従業員は、そのことを知りつつ、「このままでは君は一生成功しない、この自己啓発セミナーへの参加が必要だ」と告げて勧誘をした。一生成功しないと言われてさらに不安になったハルさんは、参加料 30 万円を支払ってセミナーへの参加を申し込んだ。

事例 10-h 靈感商法

ハルさんは、宗教団体の代表である Y から、「私には霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げられ、不安になり、20 万円で数珠を買った。

(3)過量な内容の契約の取消し（消費契約 4IV）



事例 10-i 過量な内容の契約

ハルおばあちゃんは、呉服店で、店員の勧めるままに、着物を 100 着購入する契約を締結した。購入代金は、老後の生活に充てるための貯金をほとんど使い果たしてしまうほどの金額である。

10-3.取消権の行使

善意無過失の第三者（消費契約 4VI）

消費者の取消権の行使期間（消費契約 7 I）

＝追認可能時から 1 年、契約締結時から 5 年（靈感商法→3 年、10 年）

⇔民法上の取消権（民 126）

消費者契約法による取消し・無効後の処理

未履行分は履行不要

既履行分については：

原則として両当事者とも原状回復義務（民 121 の 2）

ただし、取消の場合の善意の消費者＝現存利益返還（消費契約 6 の 2）